

表彰規程

(目的)

第一条 選手・職員の表彰は本規定の定めるところによる

(表彰の種類)

第二条 表彰の種類は次の通りとする

- (1) 選手表彰
- (2) 役員表彰

第三条 選手表彰

選手として、世界選手権、パラリンピックでメダルを取った場合。

第四条 役員表彰

長年にわたり、連盟に貢献した役員

第五条 表彰の内容は次の通りとする

- (1) 選手表彰 表彰状、記念品（記念品の額は、成績に応じてその都度理事長が決める。）
- (2) 役員表彰 表彰状、記念品（記念品の額は、成績に応じてその都度理事長が決める。）

第六条 表彰の時期

- (1) 選手表彰 毎年度末
- (2) 役員表彰 役員の退任時

(実務規定)

第七条 実施の細部について必要な事項は理事長が定める。

(変更)

第八条 この規程を変更するには理事会の決定による

(附則)

この規程は令和4年7月24日より施行する